

第5回青森県環境審議会

日時：平成20年2月19日（火）

午後1時30分から3時30分まで

場所：青森国際ホテル3階「孔雀の間」

1. 開会

（司会）

定刻となりましたので、ただ今から第5回青森県環境審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課計画・管理グループリーダーの石坂でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員数35名中25名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

出席者につきましては、別紙の名簿を御覧ください。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

諮問案件の1から3に係る資料、資料1から9までございますが、こちらの資料につきましては、事前に各委員の皆様へ御送付しております。本日お持ちいただいていない委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

他にいらっしゃいませんでしょうか。

それにつきましては、ただ今事務局の方から配付させていただきます。

それとは別に本日配付資料、お手元にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

資料10、資料11、資料12、資料13、資料14、この他に会議の次第、席図、出席者名簿、配付資料一覧をお配りしております。

資料の配付漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、蝦名副知事から御挨拶を申し上げます。

2. 挨拶

（蝦名副知事）

本日は、御多忙にもかかわらず御出席をくださりまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には常日頃から環境行政をはじめ、県政全般にわたり格別の御理解と御協力を賜わり、心から感謝申し上げます。

今年は、地球の温暖化も含めて、洞爺湖で7月にサミットが行われますし、また、我が青森県でも6月に8か国会合とエネルギー会合が青森市で開かれるということでございまして、まさに最近の風潮といえますが、最近の傾向は、環境をどう守っていくかということに大変世間の注目が集まっているわけでございます。

従いまして、この環境審議会も本当に重要な役割を担うものと私も考えております。

県では、本県の豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくため、昨年3月に第二次青森県環境計画を策定いたしました。今後とも、県民、事業者、環境保全活動団体等の皆様と一体となり、暮らしやすさではどこにも負けない生活創造社会の実現を目指し、その基盤となる様々な環境保全施策の推進に努めていきます。

本日は、公共用水域の水質の測定に関する計画、地下水の水質の測定に関する計画、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の3件についての御審議をお願いするとともに、青森・岩手県境不法投棄事案など、3件について御報告いたします。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

(司会)

それでは議事に入ります。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、以後の議事進行は鈴木会長にお願いいたします。

鈴木会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

3. 議事

(鈴木会長)

先般、会議で一遍は顔を合わせているわけですが、それでは、次第に従いまして議事に入らせていただきます。その前に、議事録の署名者を指名させていただきます。あらかじめ事務局で御了解いただいているとのことでしたので、日景弥生委員、よろしいでしょうか。それから、本多輝夫委員、よろしいでしょうか。では、よろしくお願い申し上げます。

今日は御案内のように、また、副知事から御挨拶がございましたように、諮問案件が3件ございますので、早速、諮問書をお受けしたいと思っております。

(蝦名副知事)

青森県環境審議会 会長 鈴木幸三殿。

青森県知事 三村申吾。

諮問書。

次の事項について諮問します。

1つ、平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について。諮問理由、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づく平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画を策定したいので、同法第21条第1項の規定に基づき意見を求めるものである。

2つ、平成20年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について。諮問理由、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づく平成20年度地下水の水質の測定に関する計画を策定したいので、同法第21条第1項の規定に基づき意見を求めるものである。

3つ、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（案）について。諮問理由、北海道新幹線鉄道新青森・新函館間の県内沿線地域について、新幹線鉄道騒音対策を総合的に推進するため、環境基本法第16条第2項の規定に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を指定したいので、これについて意見を求めるものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

（鈴木会長）

ただ今、御覧のように諮問書をいただきましたので、早速、本日の議事に入ります。

蝦名副知事は、所用のためにここで退席することになっておりますので、委員の皆様、よろしく御了承お願いいたします。

（蝦名副知事）

よろしくお願いいたします。

（鈴木会長）

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

今日は5回目になるわけですが、会長の指名をされて以来毎回申し上げておりますように、会議の時間というのは2時間が最高でございます。そういう意味では、一人ひとり、それぞれの区分のところに示してありますように、その分野の第一人者でございますので、ひとつ御遠慮のない意見をどんどん出していただきたいと思いますと思っております。

今日は諮問案件が3件ございます。私の目途としては、大体、1件、質疑を含めて15分ないし10分くらいで、それから、2番目に報告案件がございますけれども、これは3件ございますが、報告事項ではございますけれども、あるいは質疑があるのではないかと思います、大体5分くらいの予定で進めたいと思っております。

そういうことで、ひとつよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、次第にしたがいまして諮問案件の でございますけれども、平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）につきまして、事務局から説明をお願い申し上げます。

（1）諮問案件

平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について

（小野村環境政策課長）

環境政策課長の小野村です。

私の方から説明いたします。座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、はじめに平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について御説明いたします。

資料は、資料1から資料3まで配付しております。

資料2は、平成19年度分が現在取りまとめ中のため、平成18年度の測定結果の資料です。

まず、資料2によりまして、これまでの公共用水域測定結果の概要について御報告申し上げます。

その後、資料3に基づきまして、平成20年度の計画(案)について御説明いたします。

まず、資料2の1ページを御覧ください。

1の概況ですが、水質汚濁防止法の規定に基づき、人の健康の保護に関する項目、いわゆる健康項目や、生活環境の保全に関する項目、いわゆる生活環境項目等について、常時監視をした結果、平成18年度の水質は総体的にみて概ね良好な状態にあり、近年はほぼ横ばい状態にあります。

2の健康項目の環境基準達成状況についてみますと、47河川、5湖沼、3海域の112地点において調査を行った結果、正津川において砒素が0.022mg/Lと環境基準値の0.01mg/Lを超過しました。この原因は、砒素を含む温泉の涌出に由来する自然要因によるものと考えられます。

なお、平成19年度の速報値では、正津川を含めて全てにおいて環境基準を達成している状況にあります。

次に、3の生活環境項目の環境基準達成状況についてみますと、64河川、7湖沼、8海域の196地点において調査を行ったところ、河川で96%、湖沼で33%、海域で100%、全体の達成状況は95%となっており、平成18年度の全国平均の86%を上回っております。表1は水域ごとの環境基準達成状況です。

2ページをお開きください。

環境基準未達成水域は、河川では山田川、古間木川、湖沼では十和田湖、小川原湖となっております。山田川、古間木川、小川原湖については、流域における生活排水等の流入による影響と考えられます。

また、十和田湖については、公共下水道の整備などによる水質改善対策を実施してきましたが、未だ環境基準が達成されていない状況が続いております。

次に4、要監視項目の測定結果ですが、要監視項目は人の健康に関する物質であるものの、公共用水域における検出状況などからみて、現時点では直ちに健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として27項目指定されています。

このうち1, 4 - ジオキサン、全マンガン、及びEPNの3項目について、19河川の22地点において延べ43項目の調査を行ったところ、以下の2地点、沖館川、旧十川で全マンガンが指針値を超えて検出されました。

なお、参考にありますが、指針値とは長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値ですが、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされております。

以上が資料2の概要です。

続きまして、資料3、平成20年度の公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について説明いたします。

まず1ページを御覧ください。

1の趣旨は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて公共用水域の水質測定について、測定項目、測定地点等、必要な事項を定めるものです。

次に2の測定計画の作成に関する考え方ですが、環境省が示しております環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準に基づいて、これまで測定結果や利水状況等を勘案し、引き続き適正な監視水準が確保されるよう測定計画(案)を作成しております。

また、測定計画の作成に当たりましては、関係機関の間で統一的な観点から総合的に行われよう、国土交通省、青森市及び八戸市と調整を行っております。

次に3の平成20年度計画(案)の概要についてですが、平成20年度は、78水域、195地点において延べ12,284項目について測定を行うこととしております。測定項目数が平成19年度に比べて35項目減少となっておりますが、この理由の1つ目は、県及び八戸市の9地点において健康項目である「その他有機塩素化合物」は3項目及び4項目を交互に測定することとしており、平成19年度は4項目測定する年であったのに対して、平成20年度は3項目測定する年にあたり、9項目減少となったものです。

次に理由の2つ目ですが、目屋ダムへ流入する木戸ヶ沢はその下流部の津軽ダムの建設工事に伴って暗渠となるため、末端の木戸ヶ沢橋地点における採水が不可能となっていることから、その地点における水質測定を廃止するものです。

なお、木戸ヶ沢の主たる汚染源である尾太鉦山堆積場の廃水は、処理施設で処理された後、木戸ヶ沢へ放流されており、県が行ってきた水質測定結果は、過去15年以上にわたって環境基準をクリアしております。

なお、今回の件について尾太鉦山堆積場の廃水処理を担当している県庁の工業振興課のグループに伝え、廃止後は自主測定データを当課で受け取り、側面から監視していくこととしております。

次の2ページを御覧ください。

表1に平成19年度と比較した平成20年度の測定項目数を、表2に河川、湖沼、海域別に測定項目内訳を載せております。

次に4の平成20年度計画の特徴について御説明いたします。

お手数ですが19を20に御訂正してください。大変失礼しました。平成20年度の計画です。

(1)の健康項目ですが、県、八戸市では、健康項目のうち、その他有機塩素化合物及び農薬については3ページの表3のとおり、隔年でローテーションを組み測定しております。

平成20年度の健康項目のうち、その他有機塩素化合物は、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタンの3項目です。

農薬は、1,3-ジクロロプロペン、チウラムの2項目です。

(2)の要監視項目についてですが、環境省では、公共用水域などにおける検出状況等からみて、直ちに環境基準健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質として、クロロホルム等27項目を要監視項目としています。そのうち、25項目に指針値が定められています。

県、青森市及び八戸市では、毎年2項目ずつローリングにより調査することとしており、平成20年度は過去の実施状況等を勘案し、イソキサチオン、クロロタロニルを調査の対象としております。

なお、調査対象水域図及び水域ごとの測定地点、測定項目等の詳細については、資料1の3ページ以降を御参照してください。資料1の3ページ以降に水域図測定地点等を載せております。

続いて、資料13、事前に大関委員から2つの意見をいただいておりますので、会長、これも説明してよろしいでしょうか。

(鈴木会長)

どうぞ、お願いします。

(小野村環境政策課長)

資料13を御覧ください。

大関委員から意見をいただいております。

まず、1番目ですが、資料の1、平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について、1ページ及び4ページから12ページです。

意見内容は、「塩素イオン」はかつての用語で、現在は「塩化物イオン」が用いられています、という御意見です。

県の考え方ですが、県では従来「塩素イオン」という用語を使用してきましたが、当該項目の測定方法として日本工業規格においては、「塩化物イオン」という用語が使用されているため、平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画において、委員の御指摘のとおり変更いたします。

それから2つ目、資料2の公共用水域の水質の状況、1ページ下から2行目及び表1です。

意見内容の1つ目は、河川、湖沼、海域は、それぞれに区別されたものであり、それぞれの環境基準達成率が重要な意味を持っています。従って、それらをひっくるめた全体の達成率には意味がないのではないか、ということです。表1の合計欄の95、96、86という数値は削除してはいかがか、という御意見です。

県の考え方ですが、資料2の1ページ表1における達成率の記載内容は、環境省の公表内容に合わせたものです。これは、県内の公共用水域における河川、湖沼及び海域ごとの達成率を表し、全国の達成率と比較することは重要であると考えております。

なお、合計欄は公共用水域全体として、前年度と比べてどうなっているのか、また、全国のデータと比較してどうなっているのかを表し、それなりに意味があると考えております。

それから です。表1で重要な点は、17年度に比べて18年度は環境基準に達しない湖沼が十和田湖の他に1つ、小川原湖が増えて2つになったということではないでしょうか。この点について、環境基準に達しない原因の究明と環境の改善に向けてどのような対策がとられているのか、施策にどう結びつけているのかを明らかにすべきだ、という御意見です。

県の考え方ですが、委員のおっしゃるとおり、原因究明及び今後の対策に結びつけるべきであ

るという御指摘のとおりだと考えております。十和田湖の水質においては、特に厳しい環境基準を設定しており、環境基準未達成の年度が続いております。また、小川原湖の水質については、平成16年度に基準未達成、平成17年度は達成、平成18年度に再び未達成でした。

県では、これまで十和田湖について当時の環境庁などと共同で各種調査を実施した結果、湖内の生態系の変化が要因の1つであることが判明しました。一方、生活排水の流入、青楓山地区からの逆送水、流入河川からの自然汚濁等による複合的な要因もあると考えており、平成17年度に実施した負荷量調査結果に基づきまして、宇樽部川等の細密調査を実施しております。今後とも、秋田県と共同で作成した「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づきまして、施策を推進していきたいと考えております。

また、小川原湖については、国土交通省東北地方整備局高瀬川河川事務所において、湖水の水質モニタリングを継続して実施しております。また、県では今年度、小川原湖へ流入する河川の流域住民を対象とした生活排水対策講習会を開催したところです。今後とも、第二次青森県環境計画に基づき、小川原湖に流入する古間木川、七戸川等の河川の常時監視や事業場への立入検査など、水質汚濁物質の発生源対策を進めるとともに、下水道、あるいは農・漁業集落排水施設及び浄化槽の整備や生活排水対策を推進していきたいと考えております。

以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

大関委員、今の前もって出していただきました意見に対する考え方としては、いかがでございますか。

はい、どうぞ。

(大関委員)

ただ今、御丁寧に県の考え方を御説明いただきましてありがとうございました。

1番は、これは要望の問題ですから、塩化物イオンに直されるということですので、そのとおりにしていただきたいと思います。

2番目の のひっくるめた全体の達成率に意味がないというのは、表の一番下の欄の数値ですよ。例えば、青森県の平成17年度達成率が96%であったと。平成18年度は95%であったと。1%しか変わらないじゃないかという見方では、まずいのではないかという意味です。

ですから、横に見ていくと非常に意味があるのであって、湖沼の場合は、全国平均でも56%で極めて湖沼の環境保全というのは難しいということの意味している数値なんですよね。だから、全部ひっくるめて全国的に86%、青森県は95%、青森県の方が良いんじゃないかという見方をするのであれば、むしろそういう数値はなくして、横の欄の数値に意味があるんですね。そういう意味で申し上げました。

あと、 の方は、御丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

ただ、私どもは質問してそういう状況を知ることができますけども、どこかで県民の皆さんが

知る機会というか、どこかにこういうことが載っているんでしょうか。その点だけ明らかにしていただきたいです。

以上です。

（鈴木会長）

事務局、いかがでしょう。

（小野村環境政策課長）

毎年度、環境白書を作成しておりまして、ホームページあるいは環境白書を関係機関に送って、こういう数値、あるいは対策等について載せております。

（鈴木会長）

大関委員。

（大関委員）

環境白書に対策というのがはっきり、あるいは数値は出ているんですか。

（小野村環境政策課長）

環境白書あるいは環境計画です。今後の対策ということで載せております。

（大関委員）

そうですね。分かりました。

（鈴木会長）

よろしいですか。

事務局から、資料2で公共用水域の状況を細かく説明いただくと同時に、資料2の1ページ、2ページを開いていただきたいんですが、今、大関委員から御指摘がありましたのは、この1ページ目の左の達成状況でございますけれども、いずれにしましても今までの水質分析の結果が2ページ目の上の方に出ておりますように、河川では山田川、古間木川、湖沼では十和田湖と小川原湖という地点で未達成だということで、これらの状況は3ページ目に表が出ておりますので、これを見ると経年変化がよく分かると思うんですが。これを受けて、資料1のこのような測定計画でやるんだということで、資料1の4ページ目以降に細かい分析項目が出ておりますけれども、以上のような測定でよろしいでしょうか、ということでございますけれども、いかがでしょうか。お差し支えないようでしたら、引き続き前に進めさせていただきたいと思います。

それでは、御意見がないようなので、の平成20年度地下水の水質の測定に関する計画（案）につきまして、御説明お願いいたします。

平成20年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について

（小野村環境政策課長）

それでは、平成20年度の地下水の水質の測定に関する計画（案）について御説明します。

最初に資料5によりまして、平成19年度の測定結果の概要について説明します。

資料4につきましては、資料6の説明資料に基づき、後ほど説明します。

資料5の1ページを御覧ください。

1の地下水の水質監視ですが、地下水の汚染の状況を把握するため、平成元年度から県内全域の井戸を対象に地下水質を継続的に監視しています。

2の平成19年度までの調査実施状況ですが、県内全市町村を対象に概ね3年から5年で一巡するよう調査しており、平成19年度までに延べ1,206本の井戸について概況調査を実施してきました。これまで8市11町1村の延べ80本の井戸で環境基準項目が検出されております。環境基準項目が検出された井戸については、経年変化を把握するため、定期的にモニタリング調査を実施しております。

表1は、平成元年度から平成19年度までの地下水質調査実施状況です。

次に2ページを御覧ください。

3、平成19年度の調査結果の速報値です。

（1）の概況調査では、10市6町5村の31本の井戸について調査を実施したところ、環境基準項目が検出された井戸は、砒素が2本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が23本、ふっ素が28本、ほう素が12本の井戸から検出されましたが、環境基準値を超えて検出された井戸はありませんでした。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は平成11年2月に地下水の環境基準が設定された項目であり、ふっ素、ほう素は自然由来としてもしばしば検出される項目です。

表2は、平成19年度の概況調査で新たに環境基準項目が検出された砒素2本及び基準値の8割を超えて検出されたふっ素1本の検出状況です。ふっ素及びほう素については、自然由来としてしばしば検出される物質のため、基準値の8割を超えて検出された場合に汚染井戸周辺地区調査の対象としております。

次に（2）の汚染井戸周辺地区調査についてですが、3市4町の17地区67本の井戸について調査を実施しました。環境基準項目が検出された井戸は、鉛が8本、砒素が9本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7本、ふっ素が18本でした。うち、環境基準値を超えて検出された井戸は表3にあるとおりです。

大変申し訳ありませんが、表3のふっ素の一番下の欄の地区名「五所川原市長峰」を「大鰐町長峰」に訂正してください。

次に3ページ（3）の定期モニタリング調査ですが、7市6町1村の37地区75本の井戸について調査をしたところ、49本の井戸で環境基準値を超過しました。これらの基準超過井戸のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素を除く環境基準項目の経年変化は4ページから5ページの別図のとおりとなっております。

主な地区の状況は、以下に記載しているとおりです。

なお、事前に正誤表を送っておりますが、（6）の三沢市幸町地区のところですが、「今年度は

再び検出された」のところを「検出され、環境基準値を超過していた」に訂正してください。お手数をおかけします。

これらの環境基準値を超過している物質につきましては、今後も引き続き監視を行ってまいります。

最後の6ページにこれまで説明した平成19年度地下水の水質測定結果総括表を載せております。

加賀谷委員から御指摘がありましたので、一部、追加をお願いします。6ページの表ですが、項目の上から10番目の四塩化炭素の定期モニタリング調査のところですが、検出井戸数が0となっておりますが、検出井戸数1、うち環境基準を超過した井戸に(1)と加えてくださるようお願いいたします。記入漏れでした。申し訳ありませんでした。

以上が資料5の概要です。

続きまして、資料6に基づき説明いたします。

資料6の1ページを御覧ください。

まず、1の趣旨ですが、水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて、平成20年度の地下水の水質の測定について、測定地点、測定項目、測定方法、その他必要な事項を定めるものです。

次に2の測定計画(案)の概要について説明します。

平成20年度の測定計画(案)は、平成17年6月に改正された国の処理基準に準拠し作成しており、国土交通省、中核市である青森市及び特例市である八戸市から提出された計画(案)を踏まえ、県が取りまとめております。

平成20年度は合わせて147地点の調査を予定しております。

平成19年度と比較して、汚染井戸周辺地区調査地点が67地点から40地点へ27地点減少しておりますが、その理由は、平成19年度の概況調査の結果、汚染された井戸が少なかったため、前年度より27地点減少したものです。

次に2ページを御覧ください。3の測定計画(案)の内容です。

(1)の概況調査ですが、この調査は、県内の汚染状況を把握するために概ね5年で県内各市町村を一巡するよう計画しております。

アの測定地点につきましては、県内を6ブロックに分け、各ブロックから調査地点が選定されるよう計画しており、平成20年度は10市のほか、昨年度に調査を実施していない町村を調査対象にすることとし、10市8町3村の31本の井戸について調査を行うこととしております。

イの測定項目ですが、基本的には 有機塩素系化合物4項目、農薬4項目、ほう素、ふっ素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を加えた計11項目を測定することとしていますが、地区により調査対象物質が異なっております。

3ページの表2に、6ブロック、10市8町3村31本の井戸の平成20年度における概況調査地点及び測定項目を載せております。

次に(2)の汚染井戸周辺地区調査ですが、これは概況調査により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために行う調査です。

アの測定地点は、3市9地区40本の井戸について調査を行います。

4 ページ、イの測定項目は、平成 19 年度の概況調査において、砒素が検出された八戸市の江陽地区と尻内地区で当該検出物質を、ふっ素が環境基準値の 8 割を上回って検出されたつがる市松原地区で当該検出物質を測定します。

また、砒素が検出された青森市の幸畑地区及び堤地区における汚染範囲を確定するため、平成 20 年度も周辺地区を含めた調査を行うこととしております。詳細は、表 3 を御覧ください。

(3) の定期モニタリング調査は、汚染井戸周辺地区調査で、汚染範囲が確定された後、定点を設けて汚染状況の推移を把握するために行う調査であり、平成 20 年度は新たに汚染井戸周辺地区調査から移行する地区を加えた 7 市 8 町 1 村の 42 地区 76 本の井戸について調査を行うこととしております。

なお、昨年度からの主な変更内容は、次のとおりです。主な変更内容は、3 年連続で有害物質が環境基準を超えなかった地点の調査を終了することや、前年度に汚染井戸周辺地区調査を実施して有害物質が検出された代表的な地点を調査することなどです。

5 ページをお開きください。

イの測定項目ですが、6 地区 6 本の井戸でジクロロメタン等有機塩素系化合物 9 項目を、1 地区 3 本の井戸で鉛を、1 地区 1 本の井戸で砒素を、24 地区 45 本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等を測定することとしております。

表 4 に平成 20 年度の定期モニタリング調査地区の詳細を載せております。後で御覧ください。最後に(4)の測定回数ですが、各調査とも測定回数は年 1 回としております。

また、資料 4 の 3 ページから、これまで説明した各調査の詳細、調査地点図、測定方法などを載せております。参考としてください。

続いて、資料 14 を御覧ください。

前もって加賀谷委員から意見をいただいております。

まず、1、資料 4 の平成 20 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)についての 6 ページ、平成 20 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)の中で三沢市が重点地区となっている理由について教えてください、ということです。

来年度概況調査を実施する地区のうち、工業用地として比較的汚染のおそれがある地区と考えられることから、三沢市南町地区を重点地区に選定しました。ちなみに、重点地区については、先ほど説明しましたように、県内 6 地域をローリングで調査しております。なお、平成 21 年度はつがる西北五地区を予定しております。

2 については、先ほど追加で記入していただいたので、省略させていただきます。

以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

加賀谷委員から御質問が出ておりました御意見に対する県の考え方で、加賀谷委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(加賀谷委員)

はい。

(鈴木会長)

以上で地下水の今までの現状と平成20年度の測定に関する案を示していただきましたが、この原案でよろしいでしょうか。何か御意見がございましたら、ひとつ御忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

もし、御意見がないようならば、諮問案件1と同じように、諮問案件2もこの原案どおりに適当というふうに認めて答申するようにしたいと思います。適当と認めてよろしいでしょうか。

御異議がないようでございますので、原案が適当と認めまして、その旨答申したいと思います。引き続きまして、諮問案件3に移りたいと思います。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(案)について

(小野村環境政策課長)

続きまして、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(案)について御説明いたします。

資料7及び資料8に基づき、地域の指定(案)について御説明いたします。

資料9は、参考資料として環境基本法の抜粋や新幹線鉄道騒音に係る国からの告示等を載せております。

それでは最初に、資料8の説明資料を御覧ください。

まず、1の趣旨ですが、北海道新幹線鉄道新青森・新函館間の県内沿線地域、青森市、蓬田村、外ヶ浜町、今別町の1市2町1村における新幹線鉄道騒音による被害を防止するため、環境基本法第16条第1項に基づき定められた新幹線鉄道騒音による環境基準の各類型を当てはめる地域を指定し、当該沿線地域における新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、例えば防音壁の設置、障害防止対策、例えば家屋の防音工事等、あるいは土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するものです。

次に2の北海道新幹線鉄道の県内区域の概要について説明します。

県内区間は、青森市、蓬田村、外ヶ浜町及び今別町管内です。停車駅は、新青森駅、仮称ですが奥津軽駅です。路線延長は、新青森から青函トンネル入り口まで約44.1kmで、その内訳は、新線区間約28.7km、在来線との共用区間約15.4kmとなる予定です。

新線区間の構造物は、路盤約2.4km、橋梁約2.0km、高架橋約16.1km、トンネル約8.2kmです。

最高設計速度は、時速260kmで路線規格はフル規格新線と在来線との共用、これは三線方式ですが、この2つの規格となる予定です。

続いて3の新幹線鉄道騒音に係る環境基準について説明します。

(1)の環境基準ですが、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、昭和50年7月29日付け当時の環境庁告示46号で定められております。各類型を当てはめる地域の指定は、環境基本法第1

6条第2項の規定により知事が行うこととされております。地域の類型は2種類あり、類型は基準値が70デシベル以下とされており、主として住居の用に供される地域が指定されています。

類型は基準値が75デシベル以下とされており、商工業の用に供される地域など類型以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域が指定されています。

ちなみに70デシベルは、騒々しい事務所の中や街頭の音量とされております。

次に(2)の基本事項について説明します。

、地域類型を当てはめる地域ですが、環境基準の類型を当てはめる地域は、新幹線鉄道騒音の影響する沿線区域のうち、新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要がある地域とします。

ただし、沿線区域とは、新幹線鉄道の軌道中心から300mの地域とします。その根拠は、平成4年1月に開催された、整備新幹線に係る関係県担当者会議において、当時の環境庁から環境基準の地域指定についての資料が配付され、この中で通常の構造では軌道中心から200m程度を指定すれば十分と考えられると示されています。ただし、安全を見込んで広めにとることを妨げるものではないという見解が示されています。

今回、安全を見込んで新幹線鉄道の軌道中心から300mまでの地域としています。これまで、青森・岩手県境から八戸までの間、八戸から新青森の間も同様の地域としております。

の除外する地域は、新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要のない地域としており、沿線区域のうち山林、原野、農用地等、明らかに住居等の建物の存在しない地域、トンネル出入口から中央部へ150m以上奥の地域としております。

さらに河川法に規定する河川区域、鉄道事業の用に供する地域及び都市計画法に規定する工業専用地域には、地域類型の当てはめは行わないものとしております。

、土地利用等状況との対応ですが、地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこととしています。この場合において、都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域を類型 に当てはめ、工業専用地域を除く近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域を類型 に当てはめることとしております。

お手数ですが、資料9の参考資料の9ページに、「5 用途地域」として12種類の用途地域のイメージを載せています。これを参考としてください。

なお、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定図(案)につきましては、後ほど資料7に基づいて説明させていただきます。

続いて、指定地域の見直しは、国から処理基準が示されており、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行い、土地利用計画上の大幅な変更があった場合には速やかに行うこととされております。

3ページの上段、地域の類型を当てはめる地域の内容については重複しますので省略します。

次に(3)環境基準の評価について説明します。

新幹線鉄道騒音の測定方法は、上り、下りの列車合わせて連続して通過する20本の列車について行い、得られたピークレベルのうち、上位半数の値についてパワー平均したものをもちて評

(鈴木会長)

ありがとうございました。

以上で諮問案件3の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(案)につきまして、事務局からいろいろ御説明をいただいたわけでございますけども、ただ今の事務局の説明につきまして、御意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(藤田委員)

質問です。

資料8の2ページの の「また」以下ですが、「用途地域が定められていない地域にあっては、住居専用地域及び住居地域に相当する地域を類型 に、その他を類型 に当てはめるものとする」となっていますが、例えば、農用地みたいなものですか、要は用途地域がないところでいくと、類型 になるのかなと思ったんですが。地図を見ますと全部白地になっているので、その辺を教えてくださいませんか。

(鈴木会長)

事務局、いかがですか。

(小野村環境政策課長)

都市計画法に基づき用途地域が定められているのは青森市のごく一部です。その他は全て用途地域が定められておりません。ただ、住居とか商業地域とか、そういう土地に建物が建っている状況を勘案しまして、第 類、第 類ということで当てはめております。

(藤田委員)

分からないのは、先ほどの全体図その1、その2というのは白地になっていますよね。そういう白地のところは用途地域じゃないところで、さらに住居専用地域ではないような気もするんですが。それは、 には該当しないんでしょうか。

(小野村環境政策課長)

2ページの(2)の に除外する地域というのがありまして、山林、原野、農用地等に当てはまっております。こういう地域は指定しておりません。住居等の建物が存在しない地域、山林、原野、農用地ということで白地のところは全てそういう地域になっております。

(鈴木会長)

藤田委員、よろしいですか。

(藤田委員)

はい。

(鈴木会長)

そのほかございませんでしょうか。

ないようでございますので、ここで質疑を終わらせていただいて、諮問案件3の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(案)につきましては、これを適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

御意見がないようでございますので、原案が適当だというふうに認めまして答申したいと思います。

そういたしますと、諮問案件の3件につきましては終了いたしましたので、事務局に答申書の案を作成させまして、委員の皆様へ配付いたしますが、準備ができますまで10分間ほど休憩したいと思います。

休憩、よろしくお願ひいたします。

(鈴木会長)

それでは、定刻になりましたので会議を再開いたしたいと思います。

皆様に答申書の案をお配りしておりますが、これを朗読いたします。

平成20年2月19日。

青森県知事 三村申吾殿。

青森県環境審議会 会長 鈴木幸三。

青森県環境審議会に対する諮問事項について(答申)

平成20年2月19日付け青環第1530号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるのでこの旨答申します。

記、1「平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について。

2「平成20年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について。

3「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(案)」について。

以上でございます。

この文案でいかがでございますでしょうか。

(異議なし)

(鈴木会長)

お差し支えないようでございますので、それでは答申いたしたいと思います。

平成20年2月19日。

青森県知事 三村申吾殿。

青森県環境審議会 会長 鈴木幸三。

青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）

平成20年2月19日付け青環第1530号で諮問のあった下記事項については、審議の結果
適当と認められるのでこの旨答申します。

記、1「平成20年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について。

2「平成20年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について。

3「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（案）」について。

以上でございます。

（高坂環境生活部長）

ありがとうございます。

（鈴木会長）

それでは、最初の御案内にございましたように、諮問が終わったわけでございますが、報告事
項が3件ほどございますので、まず青森・岩手県境不法投棄事案について報告を受けたいと思
います。

事務局、よろしく願いいたします。

（2）報告案件

青森・岩手県境不法投棄事案について

（中野環境再生調整監）

県境再生対策室環境再生調整監をしております、中野と申します。

座って説明させていただきます。

まず、資料10を御覧いただきたいと思います。

汚染拡散防止対策を中心とした工事関係についてでございます。

お開きになって1ページを御覧ください。

1ページは、平成19年度の汚染拡散防止対策工事平面図でございます。

青森県は、平成15年8月に原状回復方針を発表してございます。その中で馬淵川水系の環境
保全を目的とし、不法投棄現場の汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針としてござい
ます。このため、廃棄物で汚染された浸出水が現場外に出ないようにするために鉛直遮水壁が平成
18年9月に完成してございまして、これに付帯する工事が昨年6月に完了してございます。

また、本格撤去の開始に伴いまして、新たな選別ヤードを建設し、これも昨年8月に工事が完
了してございます。

これまでの工事によりまして、汚染拡散防止対策はほぼ完了いたしまして、今後は施設の維持
管理を行っていくこととなります。

次に県境不法投棄産業廃棄物の撤去実績についてでございます。

2ページを御覧ください。

撤去は平成16年12月から実施しております。（1）の累計にありますとおり、本年1月末ま

での撤去量は、14万3700トン余りとなっております。現在、処理施設は青森RER株式会社、八戸セメント株式会社及び株式会社庄司興業所の3か所となっております。

それぞれの施設別の平成19年度の実績は、(2)にあるとおりとなっております。今後は、特別措置法の期限である平成24年度までに撤去が完了するよう作業を進めていくこととしてございます。

次に環境モニタリング調査結果についてでございます。

3ページを御覧ください。

不法投棄現場及びその周辺につきましては、環境への影響を調べるため、水質・大気・騒音振動について定期的にモニタリングを行ってございます。

まず、水質モニタリングについてですが、現場内11地点、現場周辺14地点の合計25地点で調査を実施したところ、現場内の一部の地点からは、ベンゼンなどの揮発性有機化合物、砒素及びほう素について排水基準値又は環境基準値を超える値が検出されましたが、現場周辺からは環境基準値を超える値は検出されませんでした。

なお、調査地点につきましては、4ページの別図1及び5ページの別図2のとおりとなっておりますが、このうち環境基準値を超えた地点を項目として一覧にしたものを3ページの上の1番の表に載せてございます。

次に有害大気汚染物質モニタリングについてですが、現場敷地内の3地点でベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、及びジクロロメタンについて調査を実施しましたが、全ての項目で環境基準値を下回ってございます。

なお、調査地点につきましては、6ページの別図の3のとおりとなっております。

次に大気汚染物質モニタリングについてでございますが、これは、現場からの廃棄物の搬出に伴い、搬出車両からの排気ガスの影響を調べるために実施しているものでございます。上郷地区で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について調査を実施しましたが、いずれの項目についても環境基準値を下回ってございました。

なお、調査地点につきましては、6ページの別図3の左上にあります、A-2というところでございます。

次に騒音振動モニタリングについてでございますが、この調査も大気汚染物質モニタリングと同様、搬出車両からの騒音振動の影響を調べるために実施しているものでございます。騒音については、上郷地区、関地区及び田子地区の3地点で調査を実施しておりますが、全ての地点で環境基準値を下回ってございます。

また、振動につきましては、騒音と同一地点で調査を実施いたしましたが、全ての地点で道路交通振動の要請限界値、これは第1種区域の区分のものでございますが、これを全て下回っているというふうな状況でございます。

なお、これらの騒音振動の調査地点につきましては、7ページの別図の4のとおりとなっております。

以上で県境不法投棄事案に係る報告を終わります。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

ちょっと伺いたいんですが、2ページの平成16年度から今まで撤去していて、1437万1205トン撤去したと。

(中野環境再生調整監)

14万3712トンです。

(鈴木会長)

そうですか、14万3712.85トン。大体、こんなような状況で平成24年までかかるというわけですか。

(中野環境再生調整監)

はい。平成24年度までには全て撤去を完了するという事で考えてございます。

(鈴木会長)

なるほど、平成24年、そうですか。

何かこれにつきまして、御質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(本多委員)

この業者なんですが、平成16年度の最初から3社になっているのか。付近住民にすれば、1日でも早い撤去を求めていると思うんですが。平成19年度の作業日数が、17、18年度に比べてかなり減っているわけですね。これは予算の関係でこうなっているのか、もしこのままズルズル24年までいったらあと5年くらいかかるわけですね。例えば業者を増やして、早く撤去するようなことはできないのでしょうか。

(中野環境再生調整監)

この3業者以外の業者につきましても、現在検討中でございますので、最終的には業者を増やしたかたちで平成24年度までに全て撤去を完了したいと考えてございます。

(鈴木会長)

藤田委員、いかがですか。よろしいですか。

失礼しました、本多委員でしたか。失礼しました。よろしいですか。

(本多委員)

はい。分かりました。

(鈴木会長)

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

次は、前回の審議会でいろいろ話題になりました、下北半島のニホンザル生息頭数の概要につきまして、よろしくをお願いします。

下北半島のニホンザル生息頭数の概要について

(矢田自然保護課長)

自然保護課の矢田です。

座って説明させていただきます。

去る1月25日の青森県環境審議会で諮問いたしました、下北半島ニホンザルの第2次特定鳥獣保護管理計画(案)につきましては、適当であるとの答申をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、併せて答申書に付されております意見として、1,600頭の詳細な内容については、次回審議会においてできる範囲で報告することとなっておりますので、資料11により概要報告をいたします。

資料11を御覧になってください。

まず1番ですけれども、調査の実施状況ですが、今年度実施された一斉調査は、昨年12月25日から29日までの5日間、全国から参加した約150人の調査員で8年ぶりに実施されたものです。

なお、現在も3月までその他の調査も実施しているという状況になっております。

次に、調査につきましては、ニホンザルの研究者でもある伊澤帝京科学大学教授が理事長となっております特定非営利活動法人ニホンザルフィールドステーションが実施しております。

次の3の生息状況の概要については、最終的な結果報告は3月末になるとのことですが、現段階で中間報告の概要について報告いたします。

まず(1)ですけれども、下北半島のニホンザル生息頭数につきましては、今回の調査、これは暫定値で44群、1,632頭+ となりまして、平成18年度モニタリング調査結果の29群、1,323頭+ より大幅に増加している結果になっております。これは、暫定値であることから、現在補足調査や精査等を実施しており、変更も予想されるということでありまして。

(2) 群れの状況につきましては、44群と大幅に増えてはおりますが、これは従来の群れから分裂したものであり、現段階では、新たな群れの出現は確認されていない、とのことですが。

(3) これまでの調査結果から、下北半島のニホンザルは、1つの群れで概ね100頭を超える規模になると2つから3つに分裂する傾向があります。

(4) ニホンザルの分布域は、川内地域より大畑地域から旧むつ市地域に拡大するスピードが速いことが分かった、とのことですが。

最後に、調査結果につきましては、NPO法人であるニホンザルフィールドステーションは、12月に実施した8年ぶりの一斉調査のほかに、平成19年度の県のモニタリング調査の委託機関でもあることから、今回実施しております調査結果につきましては、3月末に県で委託した調

査報告にも反映されることになると考えております。

以上でニホンザルの頭数についての概要の報告を終わります。

(鈴木会長)

以上につきまして、何か御質疑ございませんでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

次は3番目の下北半島国立公園の公園区域及び公園計画の変更についてでございます。

下北半島国立公園の公園区域及び公園計画の変更について

(高橋自然公園GL)

自然保護課の高橋といいます。どうぞよろしくお願いいいたします。

恐縮ですが、着席したまま説明させていただきます。

それでは、資料12を御覧ください。

最初に3ページをお開きいただきたいと思います。3ページの下段の方に、自然公園法を抜粋しております。国立公園の公園区域の変更、あるいは公園計画を変更する場合は、環境大臣は関係都道府県と国の審議会であります中央環境審議会の意見を聴くということとされております。

また、3ページの上段には、下北半島国立公園の全体図、緑色の部分でございますが、掲載しております。その中で、赤い丸印で示したところが6か所ございます。この部分が、今回、見直しを行ったところです。

それでは、中央環境審議会で決定された見直しの概要につきまして報告させていただきます。

1ページを御覧ください。

1の経緯でございますが、今回、下北半島国立公園の公園区域等を見直した理由ですが、当該国立公園は昭和43年7月22日に指定された本州最北端の国立公園であります。指定から約40年が経過しまして、これまで1度も公園区域の全般的な見直しを行わなかったことから、指定当時に作成した現計画と現況との間に乖離が生じてきましたので、見直しが必要とされていたところでございます。

このため、県におきましては、平成18年度から環境省をはじめ、関係市町村や県庁内の関係部局と協議・調整を進め、指定から今日までの自然環境や利用形態などの変化に対応した公園区域及び公園計画の見直しを行い、環境大臣に見直し案を申出していたところでございます。

環境省におきましては、県の申出を踏まえまして、昨年12月4日に開催された中央環境審議会に諮問したところ、県の申出案のとおりのお返事がなされたところでございます。

2の変更の概要でございますが、今回の見直しにより変更された事項は、公園区域と公園計画の2つの事項でございます。

まず(1)の公園区域の変更ですが、公園全体の区域線、いわゆるラインでございますが、これを精査したところ、区域線の不明瞭な区域が3か所ほど判明いたしました。この公園区域の線引きを明確にしたところ、公園区域の一部を削除する結果になりました。

その内容は、アの整理番号1、佐井村長後地区の第2種特別地域の一部2ha、イの整理番号2

のむつ市大川守、大近川地域と、ウの整理番号3の佐井村、佐井地区の2か所。第3種特別地域の一部、むつ市は28ha、佐井村は5haをそれぞれ削除しました。

なお、公園区域の一部が削除されることから、土地利用基本計画の変更手続きを行う必要があるため、今年1月に開催しました青森県国土利用計画審議会に諮問し、当該変更案どおりの内容で答申を受けております。

次に公園計画の変更ですが、最初に の保護規制計画の変更について御説明いたします。

エの整理番号4の東通村尻屋地区の第2種特別地域の一部65haにつきましては、指定当時牧草地であったものが現在は農耕地、田畑への転換が進みまして、特別地域としての資質が乏しくなっているわけですが、隣接する特別地域と一体的に風景の保護を図る必要があることから、この地域につきましては普通地域としました。

オの整理番号5の大間町大間地区の第3種特別地域の一部95haにつきましては、従来から宅地化が進行してきており、特別地域としての資質が乏しくなっているわけですが、隣接する特別地域と一体的に風景の保護を図る必要があることから、この地域を普通地域といたしました。

最後に の利用施設計画の変更についてですが、カの整理番号6につきましては、指定当時に計画されていたむつ市脇野沢地区の武士泊線の道路、車道約1.1キロですが、この計画につきましては、今後も整備される見込みがなく、必要性も乏しいということで公園計画から除外することといたしました。

この決定の後、今後の作業予定ですが、現在、環境省におきましては、年度末の官報告示に向けまして、その準備作業を進めているところであります。この官報告示によって見直し後の内容での効力が生じるということになります。

また、同様に県におきましても、県報告示に向けて現在事務手続きを進めているところでございます。

以上でございます。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

以上で御案内の報告事項は全部終わったわけでございますけれども、先ほど、休憩時間の時に針生委員からこれに関して意見を述べたいので、時間をくれという話があったのですが、取り上げてよろしいでしょうか。

御意見がないようでございますので、針生委員、簡単をお願いします。

(針生委員)

ありがとうございます。

下北半島国立公園のただ今の区域変更については異議なく了解いたしました。

カラー写真5組ほどしか持ってきておりませんが、尻屋崎は本州最北端の地として、それから寒立馬で有名でございますが、海岸に漂着するゴミが素晴らしいものでございまして、県では、環境白書によりますと、西海岸及び陸奥湾東岸では、いろんな方々と一緒に手を組んで清掃活動

をやっているということが書かれておりますが、この尻屋崎の海岸に漂着するゴミも、配付しました写真では雪の下になって見えないようになっていますが、雪がない場合は砂よりもゴミの方が多いというところでもない場所でございます、できますれば是非県が音頭をとって、NPO法人なり寒立馬の保護組合なり、そして私ども、時々取り込みに行く野鳥の会であれ、西海岸や陸奥湾でやっているわけですから、いろんな方々と一緒に清掃活動の取り組みを是非尻屋崎でもやっていただきたいと思っております。

また、2、3日前に日本海側にハングル文字の書かれたポリタンクが漂着しているということでございますが、私どもは、昨年の10月に50個ほどのポリタンクを確認しております。見たところハングル文字はなく、1つについてはアルファベットでキロシンと書かれていたということをつけ加えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

以上、針生委員の御意見でございますけども、事務局よろしく申し上げます。

(高橋自然公園GL)

それでは、私の方から回答させていただきます。

実は、自然保護課におきましては、国定公園の主要利用地域の清潔を保持するために、東通村をはじめとしまして、県内3市3町1村に清掃作業を委託しております。御指摘のありました尻屋地区につきましては、来年度、この清掃委託の中で処理が対応可能なのか、あるいはまた、ボランティア団体等の活用につきましては、地元の東通村と調整といたしますか、検討をしていきたいと考えております。

以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

以上で、報告事項も全部終わりましたので、本日の議事を完了させたいと思います。

皆様、御協力ありがとうございました。

(司会)

鈴木会長、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。

閉会にあたり、高坂環境生活部長から御挨拶申し上げます。

(高坂環境生活部長)

今日は、委員の皆様におかれましては御熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

お陰様を持ちまして諮問案件3件、報告案件3件につきまして、貴重な御意見をいただくことができました。厚く御礼申し上げます。

本日、皆様からいただきました様々な御意見、あるいは御提言につきましては、今後の環境行政に反映いたしますとともに、環境保全の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、これからも青森県の環境をよりよいものとするために御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

4. 閉会

(司会)

以上をもちまして、第5回青森県環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上